

委員会提出議案第1号

大口町議会委員会条例の一部改正について

大口町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月24日提出

議会運営委員会委員長 丹羽 勉

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町議会基本条例が平成27年5月1日から施行されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町議会委員会条例の一部を改正する条例

大口町議会委員会条例（昭和31年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「建設部」を「産業建設部」に改める。

第4条第1項中「1年」を「2年」に改める。

第4条の3の見出しを「（議会運営委員会の設置等）」に改め、同条に次の1項を加える。

4 議会運営委員会は、地方自治法第109条第3項に定める事項のほか、大口町議会基本条例の運用に関する事項を所管する。

第7条第3項中「、委員の任期による。」を「、1年とする。」に改める。

第17条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大口町議会委員会条例（以下「新条例」という。）第4条及び第7条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委員である者の任期は、なお従前の例による。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、新条例第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

大口町議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第3条 略</p>	<p>昭和31年9月25日 条例第5号</p> <p>改正 昭和42年5月26日条例第8号 昭和46年9月23日条例第20号 昭和48年3月23日条例第9号 昭和51年3月27日条例第12号 昭和61年3月26日条例第1号 昭和62年3月23日条例第8号 平成2年3月30日条例第5号 平成3年9月7日条例第18号 平成6年1月19日条例第1号 平成9年3月26日条例第11号 平成11年6月3日条例第16号 平成11年12月28日条例第31号 平成12年3月27日条例第38号 平成15年6月18日条例第10号 平成19年3月27日条例第15号 平成21年3月27日条例第9号 平成22年3月26日条例第7号 平成25年3月27日条例第1号</p> <p>第1章 通則 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条、第109条の2、第110条及び第111条の規定に基づき、大口町議会の常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会の設置運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(常任委員会の設置) 第2条 議会に常任委員会を置く。</p> <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第3条 常任委員会の名称、委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとお</p>

<p>(1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人  地域協働部の所管に属する事項  議会事務局の所管に属する事項  <u>産業建設部</u>の所管に属する事項  農業委員会の所管に属する事項  総務部の所管に属する事項  選挙管理委員会の所管に属する事項  固定資産評価審査委員会の所管に属する事項  監査委員の所管に属する事項  会計管理者の所管に属する事項  他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(常任委員の任期)  第4条 常任委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条の2 略</p> <p>(議会運営委員会の設置等)  第4条の3 議会に議会運営委員会を置く。  2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。  3 前項の委員の任期については、前2条の規</p>	<p>りとする。</p> <p>(1) 総務建設常任委員会 委員定数 8人  地域協働部の所管に属する事項  議会事務局の所管に属する事項  <u>建設部</u>の所管に属する事項  農業委員会の所管に属する事項  総務部の所管に属する事項  選挙管理委員会の所管に属する事項  固定資産評価審査委員会の所管に属する事項  監査委員の所管に属する事項  会計管理者の所管に属する事項  他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 委員定数 7人  健康福祉部の所管に属する事項  生涯教育部の所管に属する事項  教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 議会広報常任委員会 委員定数 6人  議会広報の編集及び発行に関する事項</p> <p>(常任委員の任期)  第4条 常任委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。</p> <p>2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(常任委員の任期の起算)  第4条の2 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。</p> <p>(議会運営委員会の設置)  第4条の3 議会に議会運営委員会を置く。  2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。  3 前項の委員の任期については、前2条の規</p>
---	---

<p>定を準用する。</p> <p><u>4 議会運営委員会は、地方自治法第109条第3項に定める事項のほか、大口町議会基本条例の運用に関する事項を所管する。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及</p>	<p>定を準用する。</p> <p>(特別委員会の設置)</p> <p>第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。</p> <p>2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第6条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する。</p> <p>3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p>4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。</p> <p>5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。</p> <p>6 議長は、常任委員の申し出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。</p> <p>7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第4条(常任委員の任期)第2項の例による。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第7条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及</p>
--	--

<p>び副委員長 1 人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、<u>1 年とする。</u></p>	<p>び副委員長 1 人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。</p> <p>3 委員長及び副委員長の任期は、<u>委員の任期による。</u></p>
<p>第 7 条の 2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第 7 条の 2 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。</p>
<p>第 8 条 略</p>	<p>(委員長の議事整理及び秩序保持権)</p> <p>第 8 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。</p>
<p>第 9 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(委員長の職務代行)</p> <p>第 9 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p>2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。</p>
<p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(委員長、副委員長及び委員の辞任)</p> <p>第 10 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。</p> <p>2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。</p>
<p>第 11 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>第 2 章 会議及び規律</p> <p>(招集)</p> <p>第 11 条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員の定数の半数以上の者から審査又は</p>

	<p>調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。</p>
<p>第12条 略</p>	<p>(定足数)  第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p>
<p>第13条 略</p>	<p>(表決)  第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。</p>
<p>第14条 略</p>	<p>(委員長及び委員の除斥)  第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。</p>
<p>第15条 略</p>	<p>(傍聴の取扱い)  第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。  2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p>
<p>第16条 略</p>	<p>(秘密会)  第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>



<p>2 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第18条 略</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決める。</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第17条 委員会は、審査又は調査のため、町長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第18条 削除</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第19条 委員会において地方自治法、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。</p> <p>第3章 公聴会</p> <p>(公聴会開催の手続)</p> <p>第20条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p>
--	--

<p>第21条 略</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第21条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。</p>
<p>第22条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p>
<p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(公述人の発言)</p> <p>第23条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p>
<p>第24条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(委員と公述人の質疑)</p> <p>第24条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。</p>
<p>第25条 略</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。</p>

<p>第25条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>第27条 略</p>	<p>第4章 参考人</p> <p>(参考人)</p> <p>第25条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、第23条(公述人の発言)、第24条(委員と公述人の質疑)及び第25条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p> <p>第5章 記録</p> <p>(記録)</p> <p>第26条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(会議規則との関係)</p> <p>第27条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和31年10月1日から施行する。</p> <p>(従来の委員会条例の廃止)</p> <p>2 大口村議会常任委員会、特別委員会条例(昭和31年条例第1号)は、廃止する。</p> <p>附 則(昭和42年5月26日条例第8号)</p>
--	---

	<p>この条例は、公布の日から施行し、昭和42年5月8日から適用する。</p> <p>附 則（昭和46年9月23日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和48年3月23日条例第9号） この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月18日から適用する。</p> <p>附 則（昭和51年3月27日条例第12号） この条例は、次の常任委員の改選から施行する。</p> <p>附 則（昭和61年3月26日条例第1号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、次の常任委員の選挙から施行する。</p> <p>附 則（昭和62年3月23日条例第8号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、次の常任委員の選任の日から施行する。</p> <p>附 則（平成2年3月30日条例第5号） この条例は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成3年9月7日条例第18号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の大口町議会委員会条例第4条の3第3項の規定にかかわらず、平成4年に任期満了となる議会運営委員会の委員については、平成4年5月7日を任期満了の日とする。</p> <p>附 則（平成6年1月19日条例第1号） この条例は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成9年3月26日条例第11号） この条例は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年6月3日条例第16号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 改正前の大口町議会委員会条例第3条各号の規定により選任された委員は、改正後の大口町議会委員会条例第3条に定める当該各号の委員会委員に選任されたものとみなす。</p> <p>附 則（平成11年12月28日条例第31</p>
--	--

<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の大口町議会委員会条例(以下「新条例」という。)第4条及び第7条3項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に委員である者の任期は、なお、従前の例による。</p> <p>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第7</p>	<p>号)</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正前の大口町議会委員会条例第3条各号の規定により選任された委員は、改正後の大口町議会委員会条例第3条に定める当該各号の委員会委員に選任されたものとみなす。</p> <p>附 則(平成12年3月27日条例第38号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成15年6月18日条例第10号) この条例中第1条の規定は平成15年6月18日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年3月27日条例第15号) この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「収入役の事務を兼掌する助役」を「会計管理者」に改める部分を除く。)及び第4条の3第2項の改正規定は、平成19年5月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年3月27日条例第9号) この条例は、公布の日から施行し、公布後初めて行う常任委員の選任の日から適用する。</p> <p>附 則(平成22年3月26日条例第7号) この条例は、公布の日から施行し、公布後初めて行う常任委員の選任の日から適用する。</p> <p>附 則(平成25年3月27日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。</p>
--	--

<p>6号) 附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。</p>	
---	--

## 改正要旨

### 1 改正の目的

組織機構の見直しに伴い大口町部設置条例が一部改正されます。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条(長及び委員長等の出席義務)が改正されることから、所要の改正を行うものです。

### 2 改正の概要

- (1) 組織機構の見直しに伴い「建設部」の名称を「産業建設部」に改めます。
- (2) 常任委員会委員の任期を「1年」から「2年」に改めます。
- (3) 委員長及び副委員長の任期を「1年」と定めます。
- (4) 大口町議会基本条例の運用に関する事項を議会運営委員会の所管事項として位置づけます。
- (5) 自治法の一部改正に伴い、委員会が説明のために出席を求めようとする者のうち「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めます。

### 3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。